

猶予申請書は土地や所有者の方の状況に変化がない場合にご提出いただけます。

下記に該当する場合は、届け出が必要です。裏面をご確認ください。

	裏面番号	手続き内容			
		猶予取消	受益者変更	送付先の登録	その他
売却、譲渡、宅地化する	①	○	○		
受益者が亡くなった	②		○	○	
登記を変更した、分筆した	③、④		○		○
高齢化や病気等で受益者が手続きできなくなった	⑤			○	
猶予を辞退し、負担金を支払いたい	⑥	○			



※猶予申請書の提出後、状況に変化が生じた場合は、その都度ご連絡をお願いします。

【お問合せ先】 北九州市上下水道局営業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎西棟6階）
 電話 093-582-3623 FAX 093-582-3600
 担当者 川谷・嶋田（受益者負担金担当）
 受付日時 月～金曜日 8:30～17:00（祝祭日を除く）

詳しくは裏面へ→

お問合せいただくときは、申請書をご準備ください。

線で切り取らず、そのままご返送ください。

〒803-8510
 北九州市小倉北区大手町1番1号
 北九 太郎 様

〒803-8510
 北九州市小倉北区大手町1番1号
 北九州市上下水道局
 営業課
 TEL 093-582-3623
 FAX 093-582-3600

0001

000001

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

北九州市上下水道局長 様

受益者（納付管理人）

住所（所在地） _____

（電話） _____

氏名 _____（※）

※本人（代筆者）が手書きをしない場合は、記名押印してください。

次のとおり受益者負担金の徴収猶予を受けたいので、北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第7条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

年度	期別	負担金額	徴収猶予を受けようとする期間
R1	1～2	15,000	令和6年4月1日～令和7年3月31日
R2	3～6	30,000	令和6年4月1日～令和7年3月31日
R3	7～10	15,000	令和6年4月1日～令和7年3月31日
R4	11～12	30,000	令和6年4月1日～令和7年3月31日
負担金額合計		90,000	

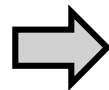
営業課への連絡事項（住所等の変更、土地の一部売却、徴収猶予辞退の申出等々）がありましたら、余白にご記入のうえご返送ください。※内容により、追加提出書類のご案内や納付書等を送付いたします。

【徴収猶予を辞退したい場合】
 『徴収猶予を辞退し、負担金を納付します』とご記入ください。

返送の際は、記入日、受益者住所・氏名・電話番号（代筆等の場合は押印も）をご記入ください。

徴収猶予中（納付の先延ばし中）の受益者負担金額です。この例の場合、原則令和元年度～令和4年度に分割して納付すべき受益者負担金を、受益者の申請により徴収猶予（納付の先延ばし）を行っています。毎年の手続がお手間になる場合や相続等のため財産の整理をしている等、受益者負担金のお支払いを希望される場合は、徴収猶予の辞退の電話連絡等をいただければ、上記合計額の納付書を送付いたします（1回限りの納付）。

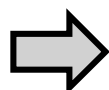
① 猶予対象地を売却、譲渡、宅地化する。



徴収猶予は取消となり、負担金を納付していただきます。
譲渡や売却のお話がまとまりましたら、ご連絡ください。

- ・負担金は、現在の受益者宛に請求します。
- ・負担金の請求先を土地の買主・土地の譲渡を受けた方へ変更することもできます。その場合、**受益者の方が先方と協議し、双方が合意した上で、それぞれが署名した変更届の提出が必要です。**用紙を送付しますので、ご連絡ください。
- ・土地の売却や譲渡後も、引き続き農地・山林等として利用する場合で、徴収猶予の継続を希望される場合は、土地の買主・土地の譲渡を受けた方が徴収猶予の申請を行うことができます。
ただし、宅地化等で将来的に土地の利用状況が変わり徴収猶予を継続することができなくなった場合は、土地の買主・土地の譲渡を受けた方に受益者負担金を負担していただきます。
- ・**土地を売却、又は譲渡した場合、必ずご連絡が必要です。**相手が国や北九州市などの場合も、**現在の受益者の方からご連絡をください。**
なお、一定の条件を満たす場合（例：売却後の土地が道路として活用される）は、申請により減免が適用されることがありますので、ご相談ください。

② 受益者が亡くなった。



土地を相続された方への受益者の変更届が必要です
(死亡されても受益者負担金は消滅しません)。

- ・受益者の方が亡くなった場合、法定相続人の方へ負担金を請求します。
相続人の確定までに時間を要する場合は、相続人確定までの間の手続きを代表して行う方を1名決めていただくこととなります。代表の方に用紙を送付しますので、早急にご連絡ください。
- ・令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されています。詳しい内容はお近くの法務局や各種専門窓口でご確認ください。

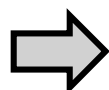
③ 土地登記簿の名義人が亡くなった。
前所有者から相続人に変更した。



受益者の変更届が必要です。

- ・登記簿の名義を変更する場合、受益者の方も変更する必要があります。用紙を送付しますのでご連絡ください。
- ・受益者変更届を提出されなかった場合、**将来的に猶予が継続できなくなった際の負担金は、登記簿の名義にかかわらず受益者として届出されている方に請求します。**届出されている受益者が亡くなっている場合は、受益者の法定相続人に請求することとなります。
登記を変更しても北九州市に情報が来ることはありませんので、必ずご連絡ください。
- ・登記簿の名義を、現在受益者として届出されている方に変更する場合、手続は不要です。

④ 猶予申請書に記載されている土地の面積と
登記簿の面積が異なる、または分筆をした。



猶予対象地を訂正します。

- ・土地の利用状況によっては、猶予申請書に記載されている土地の面積と登記簿に記載されている面積が異なる場合があります。
- ・受益者負担金の賦課後、分筆や国土調査等により、登記簿記載の土地面積が変更されても、**受益者負担金の徴収猶予地として認定する面積は自動的に変わりませんので、必ずご連絡ください。**
なお、本市の随時調査等により面積変更が判明した場合、実登記簿面積に修正を行うことがあります。

⑤ 受益者が病気や施設入所などで
事務手続ができなくなった。



親族や入所施設などの関係者様に各種書類の
送付先を設定できます。

- ・代理で手続きをされる方を書類の送付先として登録します。用紙を送付しますので、ご連絡ください。

⑥ 売却予定や終活などのため、猶予を辞退し、
負担金を支払いたい。



受益者負担金はいつでも納付できます。

- ・ご家族に負担をかけないようにするため、売却の予定がなくても先に納付をしておきたいというお申出が増えてきました。納付書を送付いたしますので、ご連絡ください。なお、**申請書余白欄へ『徴収猶予を辞退し、負担金を納付します』とご記入のうえ、ご返送いただけましたら、納付書を送付いたします（住所、電話番号、氏名のご記入をお願いします）。**
- ・土地の売却や相続などを行う際、受益者負担金が猶予中のままであるためにトラブルが起きる事例もお聞きします。制度や状況など気になることがございましたらお気軽にご相談ください。